

旭川工業高等専門学校規則等の制定手続に関する細則

制定 平成29. 1. 1 規則第2号

旭川工業高等専門学校規則等の制定手続に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、旭川工業高等専門学校規則等の制定手続に関する規則（平成29年規則第1号。以下「手続規則」という。）第8条の規定に基づき、旭川工業高等専門学校における規則等の制定手続に関する細目について定めることを目的とする。

(原案の作成)

第2条 規則等を制定しようとするときは、当該規則等に係る事務を所掌する課又は技術創造部（以下「所掌課等」という。）は、関係する組織等の長との意見調整を十分に行った上で、当該規則等の素案（改正の場合は改正内容を含む。以下同じ。）を作成し、関係の審議機関に審議を付す前に、総務課と協議し、原案を作成するものとする。

2 所掌課等は、総務課と協議するに当たっては、当該規則等の素案に、制定理由及び関係資料を添付するものとする。

(制定手続)

第3条 所掌課等の長は、関係の審議機関の審議を経た後、速やかに、当該規則等の原案に、前条第2項に規定する書類を添付し、総務課長に規則等の制定を依頼するものとする。

2 規則等の制定に係る起案は、総務課が行うものとし、その制定日は、原則決裁日とするものとする。

(周知)

第4条 規則等の制定に係る周知は、総務課が行うものとする。

(制定手続の特例)

第5条 次に掲げる事由により、規則等を制定しようとするときは、関係の審議機関の審議を省略することができるものとする。

- (1) 法令等の改正に基づく法令名等名称の変更又は適用条項の変更に伴うもの
- (2) 字句の整備に伴うもの
- (3) 元号の整備に伴うもの
- (4) その他事務執行上の手続で軽微な変更等に伴うもの

2 所掌課等は、前項の制定手続の特例を適用しようとするときは、総務課と協議するものとする。

(その他)

第6条 校長は、制定する規則等の名称が、手続規則第2条に規定する規則等（学則を除く。）の名称により難いと認めたときは、他の名称を用いることができるものとする。

2 所掌課等は、前項の名称を用いようとするときは、総務課と協議するものとする。

附 則

この細則は、平成29年1月1日から施行する。